

## 入札説明資料一覧

### 熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

- 1 入札説明書 ..... 1部
- 2 仕様書 ..... 1部
- 3 契約書(案) ..... 1部
- 4 提出書類様式  
(別紙1) 電子入札案件の紙入札方式での参加について  
(別紙2) 誓約書  
(別紙3) 役員等名簿及び照会承諾書  
(別紙4) 自己申告書  
(別紙5) 委任状  
(別紙6-1) 入札書  
(別紙6-2) 入札書(再入札用)  
(別紙7-1) 入札金額内訳書  
(別紙7-2) 入札金額内訳書(再入札用)

# 入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

## 1 競争に付する事項

- (1) 契約名 熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約
- (2) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (3) 納入場所 熊本労働局及び管内労働基準監督署・公共職業安定所等(詳細は「仕様書」による)
- (4) 仕様等 別添「仕様書」のとおり
- (5) 入札方法  
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
  - ①入札者は、仕様書に示した商品代金・契約履行に必要な費用を含めた総価で入札を行うものとする。
  - ②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」でA、B、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の制度が適用される者にあつては該当する保険料に滞納がないこと。  
厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金  
労働者災害補償保険、雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
- (9) 過去1年間以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

## 3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

- (1) 提出書類
  - ① 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」でA、B、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類。
  - ② 入札書提出期限の直近2保険年度分の労働保険料を納付したことが確認できる書類(分納が認められているものについては、納付期限が到達しているものから直近2年間分)  
(例) 領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書等
  - ③ 厚生年金保険料及び全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所(法人事務所や5人以上の従業員がいる個人事業所など)、船員保険、国民年金において、入札書提出期限の直近2年間分の保険料を納付したことが確認できる書類  
(例) 領収印のある領収証書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写しなど

④支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙2)

⑤役員等名簿及び照会承諾書(別紙3)

⑥自己申告書(別紙4)

(2)提出期限

令和7年3月12日(水)17時00分

(3)提出場所

〒860-8514

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 A棟9階

熊本労働局総務部総務課会計第一係

担当:小林

電話:096-211-1701(内線5015)

(4)提出方法

電子調達システムによる提出、持参又は郵送とする。なお、郵送の際は書留郵便とすること。

(郵送事故については、当局は一切補償しないので予め了承すること。)

(5)その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、別紙1により令和7年3月12日(水)17時00分までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更または取消しをすることはできない。

(1)電子調達システムにより入札を行う場合

入札書・入札内訳書の提出期限

令和7年3月13日(木)14時00分

(電子調達システムに到着するよう提出することとし、別紙7-1「入札金額内訳書」をスキャナ等で電子データ化したものを添付すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うものとする。)

(2)紙により入札を行う場合

①入札書・入札金額内訳書の受領期限 (再度入札書を含む)

令和7年3月13日(木)14時00分 必着

②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒869-8514

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 A棟9階

熊本労働局総務部総務課会計第一係

担当:小林

電話:096-211-1701

③入札書の提出方法

入札書は【別紙6-1】、入札金額内訳書は【別紙7-1】の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ厳封し、かつその封皮に氏名、(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「3月13日開札[熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約]の入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「3月13日開札[熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約]の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記②宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

④再度入札を希望する場合

再度入札を希望する場合は、【別紙6-2】の入札書[再度入札]、【別紙7-2】の入札金額内訳書[再度入札]を作成し、②③に準じて提出すること。なお、封筒の封皮に「再入札」と記入し、再度の入札書であることをわかるようにすること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3)代理人による入札

①代理人が電子入札により入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかななければならない。

各種証明書の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

②代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までには別紙5の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

#### (4) 入札書の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①競争に参加する資格を有しない者のした入札

②委任状を持参しない代理人のした入札

③1人で2通以上の入札をしたもの

④記名を欠く入札

⑤金額を訂正した入札

⑥その他入札に関する条件に違反した入札

⑦上記3(1)の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

#### (5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において入札を校正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる

### 5 開札

#### (1) 開札の日時及び場所

令和7年3月13日(木)14時01分

熊本地方合同庁舎 A棟9階 熊本労働局 総務課

#### (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書の提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

#### (3) 紙による入札の場合

開札は、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。

(紙入札書事前提出のため、紙入札者についても立ち会い不要。)

#### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。再入札は1回までとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

また、紙による入札の場合で再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を上記4(2)のとおり提出しておくこと。

### 6 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

### 7 その他

#### (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

#### (2) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

①本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して提出した入札書であって、本入札説明書2の競争参加資格、3の事前審査及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

②落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当局の契約と関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

③落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

### (3) 契約書の作成

電子契約で落札に至った事業者との契約は、格別の事情がない限り電子契約で行うこととし、令和7年4月1日付けで契約書を取り交わすものとする。ただし、契約締結日までに令和7年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に電子署名又は記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

### (4) 質疑応答

仕様書等についての疑義がある場合は、3月10日(月)17時00分までに

熊本労働局総務部総務課会計第一係 小林まで照会すること。

### (5) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記の通りとする。

・ヘルプデスク 0570-000-683(ナビダイヤル) 03-4332-7803(IP電話をご利用の場合)

・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、3(3)の入札書の提出場所に連絡すること。

### (6) 押印の省略

契約書を除く入札書等の会計書類への押印は、令和3年1月1日以降、不要の扱いとしているが、その記載内容については担当者等から提出されるものも含め、事業者としての決定であることを確約するとともに、押印が省略された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する可能性があることを了承すること。

## 【提出資料一覧】

- 資格審査結果通知書の写し(全省庁統一資格)
- 労働保険料納入証明書又は領収印のある領収書の写し
- 社会保険料納入証明書又は領収印のある領収書の写し
- (別紙1) 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- (別紙2) 誓約書
- (別紙3) 役員等名簿及び照会承諾書
- (別紙4) 自己申告書
- (別紙5) 委任状
- (別紙6-1) 入札書             (別紙6-2) 再入札書
- (別紙7-1) 入札金額内訳書             (別紙7-2) 再入札金額内訳書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 戸山 順之 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

( 私 / 当社 ) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者

※別添役員等名簿及び照会承諾書を添付してください。





自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

# 委任状

今般、都合により \_\_\_\_\_ を代理人と定め

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名：

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 戸山 順之 殿

注 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

## 入 札 書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

2 入札件名

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

3 契約条件

契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 戸山 順之 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

## 入 札 書 【 再 入 札 】

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

2 入札件名

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車に係る単価契約

3 契約条件

契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 戸山 順之 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含まない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入札金額内訳書

(1) レギュラーガソリン

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 14,800  $\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}}$  = \_\_\_\_\_ 円

(2) 洗車 (水洗い)

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 20 回 = \_\_\_\_\_ 円

(3) 洗車 (ワックス)

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 10 回 = \_\_\_\_\_ 円

(4) 室内清掃

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 10 回 = \_\_\_\_\_ 円

合 計 \_\_\_\_\_ 円 (税込) . . . . . ①

① ÷ 1.10 = \_\_\_\_\_ 円 (税抜) (円未満切捨て) . . . ②

※② (税抜) の金額を入札書に記入してください。

入札金額内訳書【再入札】

(1) レギュラーガソリン

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 14,800 ㍓ = \_\_\_\_\_ 円

(2) 洗車 (水洗い)

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 20 回 = \_\_\_\_\_ 円

(3) 洗車 (ワックス)

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 10 回 = \_\_\_\_\_ 円

(4) 室内清掃

税込単価 \_\_\_\_\_ 円 × 10 回 = \_\_\_\_\_ 円

合 計 \_\_\_\_\_ 円 (税込) . . . . . ①

① ÷ 1.10 = \_\_\_\_\_ 円 (税抜) (円未満切捨て) . . . ②

※② (税抜) の金額を入札書に記入してください。

# 仕 様 書

## 1 件名

熊本労働局官用車ガソリン購入及び洗車にかかる単価契約

## 2 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日(予定)

## 3 購入する品目及び数量(年間見込)

(1) レギュラーガソリン 無鉛	14,800ℓ
(2) 水洗い洗車	20回
(3) ワックス洗車	10回
(4) 室内清掃	10回

※数量は、あくまでも年間の見込みであるため、官用車の使用状況等により増減する。

## 4 履行場所等

### (1) 履行場所

ガソリンの給油及び洗車は、熊本労働局及び各官署の所在地から5km以内に存在する給油所にて実施すること。熊本労働局及び各官署の所在地は別表「所在地一覧表」のとおり。

該当する給油所が複数存在する場合は、使用する給油所を契約締結時に協議の上指定し、契約期間の途中で指定する給油所を変更する必要がある場合は、あらかじめ協議を行うこととする。

### (2) 給油カードの発行

官用車毎に給油カードを発行すること。

なお、熊本労働局が官用車として借り受けるレンタカーに変動がある為、契約期間途中で給油カードの追加発行が必要になる場合がある。

### (3) 発注方法等

熊本労働局及び各官署に所属する職員(以下「甲」という)がガソリンの給油及び洗車等を発注するときは、給油及び洗車を実施しようとする官用車を給油所まで運行し、当該給油所が官用車毎に発行した給油カードを提示するものとする。

給油カードを提示された給油所は、自動車の車両番号を確認し、甲に発注されたガソリンの給油及び洗車等を実施した都度、甲に履行内容について確認を受け、給油したガソリンの規格、給油量及び洗車の種類を明記した紙面(レシート等を含む)を交付すること。

## 5 代金の請求及び支払いについて

### (1) 請求方法等

ガソリン購入代金及び洗車等代金の請求については、各給油所の契約履行分を取りまとめて毎月の末日で締め、翌月15日までに熊本労働局総務部総務課宛に請求書を送付すること。

その際、請求書の宛名は、「官署支出官熊本労働局長」とし、官用車（官署）毎に給油内容等が区分出来る内容を記した「内訳書」を添付すること。

### (2) 支払方法等

適法な請求書を受領後30日以内に、契約者の指定する金融機関への振込みにより支払う。

## 6 ガソリンにかかる契約単価の改定について

契約締結後、ガソリンの市場価格に変動が生じたときは、協議のうえ契約単価を改定することができるものとする。

なお、「ガソリンの市場価格に変動が生じたとき」とは、経済産業省資源エネルギー庁が調査公表している「給油所小売価格調査」（週次）に変動が生じたときとする。

## 7 再委託

- 1 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に指定する子会社をいう。）を含む。）に受託することはできない。
- 2 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- 3 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を熊本労働局に申請し、承認を受けること。
- 4 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

## 8 その他

作業従事者等、本契約業務に関わる者に対して、業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。



(別表)

## 所在地一覧表

官 署 名	所 在 地
熊本労働局	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟 9階
熊本労働基準監督署	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎5階
八代労働基準監督署	八代市大手町2-3-11
玉名労働基準監督署	玉名市岩崎273 玉名合同庁舎5階
人吉労働基準監督署	人吉市下薩摩瀬町1602-1 人吉労働総合庁舎2階
天草労働基準監督署	天草市丸尾町16-48 天草労働総合庁舎2階
菊池労働基準監督署	菊池市大琳寺236-4
熊本公共職業安定所	熊本市中央区大江6-1-38
熊本公共職業安定所 上益城出張所	上益城郡御船町辺田見395
八代公共職業安定所	八代市清水町1-34
菊池公共職業安定所	菊池市隈府771-1
玉名公共職業安定所	玉名市中1334-2
天草公共職業安定所	天草市丸尾町16-48 天草労働総合庁舎1階
球磨公共職業安定所	人吉市下薩摩瀬町1602-1 人吉労働総合庁舎1階
宇城公共職業安定所	宇城市松橋町松橋266
阿蘇公共職業安定所	阿蘇市一の宮町宮地2318-3
水俣公共職業安定所	水俣市八幡町3-2-1

# 契約書（案）

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 ○○ ○○（以下「甲」という）と（事業所名 ○○）（役職○○）（氏名○○）（以下「乙」という）は熊本労働局の官用車に使用するレギュラーガソリンの購入及び官用車の洗車についての単価契約を次の条項により締結する。

（契約品目等）

## 第1条

契約の品目、規格、数量、単価及び履行場所(以下「指定給油所」という)は下表のとおりとする。

なお、消費税率は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づくものである。

	品目	単価 (消費税込)	数量 ※1 (年間見込)	履行場所 (指定給油所)
ア.	レギュラーガソリン(無鉛)	1リットルあたり ○○○円	14,800リットル	別表1のとおり (※2)
イ.	水洗い洗車	1回あたり ○○○円	20回	
ウ.	ワックス洗車	1回あたり ○○○円	10回	
エ.	室内清掃	1回あたり ○○○円	10回	

※1 数量はあくまでも年間の見込量であり、増減が発生する。

※2 契約期間の途中で指定給油所を変更する場合は、甲乙の協議により決定する。

2 契約保証金は、免除する。

（契約期間）

## 第2条

この契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。（予定）

（発注の方法等）

## 第3条

1 甲が乙にガソリンの給油及び洗車を発注するときは、甲所属の職員が、ガソリンの給油及び洗車を実施しようとする官用車を指定給油所まで運行し、乙が官用車毎に発行した当該給油所の給油カードを提示するものとする。

2 乙は、前項により甲所属の職員からガソリンの給油及び洗車の発注を受けた場合は、自動車の車両番号を確認し、発注された内容を実施しなければならない。

3 乙は、発注にかかるガソリンの給油及び洗車を実施した都度、発注した甲所属の職員に履行内容の確認を受け、当該職員へ給油したガソリンの規格、給油量及び洗車の種類を記入した紙面（レシート等を含む）を交付しなければならない。

（代金の請求）

#### 第4条

乙は、甲が発注したガソリン購入代金及び洗車の代金の請求については、毎月の末日で締め、翌月15日までに、官署支出官熊本労働局長に請求書を提出しなければならない。

2 請求書には、車両（官署）毎に給油内容が区分出来る内容を記した「内訳書」を添付するものとする。

（代金の支払）

#### 第5条

甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、請求にかかるガソリン購入代金及び洗車の代金を支払わなければならない。

（支払い遅延利息）

#### 第6条

甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に代金を支払わないときは、期限到来日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、前項に定める期間に算入しない。

（契約の変更）

#### 第7条

第1条1項のア．レギュラーガソリンの契約単価について、レギュラーガソリンの市場価格に変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、改定することが出来る。

なお、レギュラーガソリンの市場価格に変動が生じたときは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「給油所小売価格調査」に変動が生じたときとする。

2 前項の改定後単価は、改定後単価にかかる変更契約締結日の属する月に購入したレギュラーガソリン全量に対して適用する。

（検査）

#### 第8条

甲は、適宜乙から購入するガソリンの品質・規格の検査をすることができる。

(監督)

第 9 条

甲はこの契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(契約の解除)

第 10 条

甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部または一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、第 1 条の数量(年間見込)のうち未納分に相当する金額の 100 分の 10 の金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第 2 号から第 4 号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

一 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

二 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

三 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

四 第 25 条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。

(損害賠償)

第 11 条

乙は、本契約の履行又は不履行に関連し又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 12 条

乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証 制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかに

その旨を書面により甲に届け出なければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

### 第13条

甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

### 第14条

乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、第1条の契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合におい

て、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

#### 第 15 条

乙が、正当な理由なく第 10 条及び第 14 条に掲げる支払い期限内に違約金を支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

#### 第 16 条

甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

#### 第 17 条

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

#### 第 18 条

乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該

当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

#### 第19条

乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第20条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第21条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（2）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（3）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第22条 第21条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の契約金を免れることができない。

- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約解除に基づく損害賠償)

#### 第 23 条

甲は、第 10 条第 2 項、同条第 3 項、第 13 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条及び第 21 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 10 条第 2 項、同条第 3 項、第 13 条、第 16 条及び第 17 条、第 19 条及び第 21 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

#### 第 24 条

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

#### 第 25 条

乙は業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書（様式 1）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

#### 第 26 条

乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第 2 項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式 2）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

#### 第 27 条

乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号



又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（様式 3）を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書（様式 4）を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
  - 一 業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - 二 事業参加者の所在地の変更のみの場合。
  - 三 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（秘密の保持）

#### 第 28 条

甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

#### 第 29 条

この契約の履行にあたり、甲及び乙の間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

#### 第 30 条

本契約の効力が消滅した場合であっても、第 6 条、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条及び本条は、なお有効に存続するものとする。

（その他）

#### 第 31 条

この契約に明記されていない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため契約書二通を作成し、双方記名押印の上各自一通を所持するものとする。

令和7年4月1日

甲 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階  
支出負担行為担当官  
熊本労働局 総務部長 ○○ ○○ 印

乙 (所在地)  
(事業所名)  
(役職) (氏名) 印

## 指定給油所

所 属 名	名称及び所在地
熊本労働局	
熊本労働基準監督署	
八代労働基準監督署	
玉名労働基準監督署	
人吉労働基準監督署	
天草労働基準監督署	
菊池労働基準監督署	
熊本公共職業安定所	
熊本公共職業安定所 上益城出張所	
八代公共職業安定所	
菊池公共職業安定所	
玉名公共職業安定所	
天草公共職業安定所	
球磨公共職業安定所	
宇城公共職業安定所	
阿蘇公共職業安定所	
水俣公共職業安定所	

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

名称  
代表者職氏名

### 再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

名称  
代表者職氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

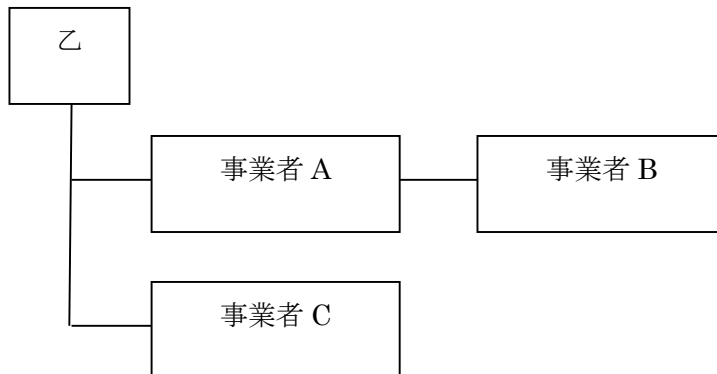
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

名称  
代表者職氏名

### 履行体制図変更届出書

契約書第 27 条に基づき、下記のとおり届け出します。

#### 記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図